令和８年大和市農業委員会第９回総会議事録

令和８年９月２８日（月）午前１０時開会

大和市役所５階　全員協議会室

１．本日の出席委員

１番 髙 橋　　守 委員	１０番 荻 窪　　登 委員
２番 大 沼　茂 樹 委員	１１番 池 田　俊一郎委員
３番 眞 壁　浩 二 委員	１２番 木 村　賢 一 委員
４番 遠 藤　一 直 委員	１３番 古谷田 和 子 委員
６番 渡 邉　みどり委員	１４番 保 田　雄 一 委員
７番 富 澤　克 司 委員	１５番 長谷川 慶太郎委員
８番 田 邊　義 之 委員	１６番 関 水　好 美 委員

２．本日の欠席委員

なし

３．農業委員会事務局職員出席者

事務局長　　石井　一郎

次長　　山本　春美

主査　　冨田　規裕

主査　　近田　拓朗

４．本日の議事日程

日程第１　議事録署名委員の指名

日程第２　諸報告

日程第３　報告第２９号　農地法第３条の３の規定による届出について

日程第４　報告第３０号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

日程第５　報告第３１号　農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転の届出

について

日程第６　報告第３２号　生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

日程第７　議案第１７号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について

日程第８　議案第１８号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

日程第９　議案第１９号　農地法第５条第１項の規定による所有権移転許可申請について

５．本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第２９号　農地法第３条の３の規定による届出について

報告第３０号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について

報告第３１号　農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転の届出について

報告第３２号　生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第１７号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について

議案第１８号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

議案第１９号　農地法第５条第１項の規定による所有権移転許可申請について

午前１０時００分　開会

○議長　　ただいまの出席委員は１４人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和８年９月大和市農業委員会第９回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長　　日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、４番、遠藤一直委員、７番、富澤克司委員を指名いたします。

○議長　　日程第２、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　それでは、総会資料１ページをごらんください。

８月２１日、眞壁会長、遠藤職務代理、木村遊休農地対策部会長、関水遊休農地対策副部会長から市長へ「令和９年度大和市農業施策に関する意見について」を提出いたしました。

８月２６日、大和市開発審査会が開催され、長谷川委員が出席されました。

９月４日、かながわ農業委員会女性協議会臨時総会が横浜で開催され、古谷田委員が出席されました。

８月２５日、９月２５日、大和市福祉推進委員会表彰選考部会が開催され、富澤委員が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長　　事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等は何かございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員　　８月２６日、大和市開発審査会がこの庁舎で行われました。２件の案件がございまして、そのうち１件が、今回の総会で上がっております議案第１８号になります。２件とも開発審査会は無事通過いたしました。

以上、報告させていただきます。

○議長　　ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。古谷田委員。

○古谷田委員　　９月４日、かながわ農業委員会女性協議会臨時総会がありました。その内容は、１０月２０日火曜日に関東ブロック女性農業委員研修会が横浜での開催となりまして、かながわ農業委員会女性協議会が主催をすることになります。１０月２０日当日、私は行けないのですが、渡邉委員が出席して、受付担当を行うことになっております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長　　ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

（発言者なし）

○議長　　私からは、ここに書いてあるとおりですが、２１日、市長に要望書を提出しまして、市長にしっかりとお願いをしたので、要望の中の幾つかがかなうようになればと思っております。

以上です。

本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第３、報告第２９号、農地法第３条の３の規定による届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　それでは、報告第２９号についてご説明いたします。

議案書の１ページの１件がありました。相続により所有権を得たものです。事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

よろしいですか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第４、報告第３０号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、日程第５、報告第３１号、農地法第５条第１項第６号の規定による所有権

移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、ご説明いたします。

報告第３０号については議案書２ページの２件が、報告第３１号については議案書３ページの５件がございました。案内図は総会資料の３から５ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

よろしいですか。

（発言者なし）

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　続きまして、日程第６、報告第３２号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第３２号についてご説明いたします。議案書は４ページ、案内図は総会資料の６ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が令和７年９月１０日に死亡したことにより、相続人である長男が、生産緑地法第１０条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、令和６年１２月に心不全で１週間ほど入院し、退院後は訪問介護を利用する生活になりました。その後、農作業ができなくなりましたが、家族と農業経営について話をするなど、経営方針を家族に指示していたことから、主たる従事者であると判断できます。

現地は肥培管理がなされています。ついては、申出人と渡邉委員とで、令和８年８月１８日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し、証明したものです。

以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

渡邉委員、お願いします。

○渡邉委員　事務局の説明のとおり、８月１８日に私と事務局で現地を確認しました。現地は管理されていました。また、被相続人が主たる農業従事者であったことは確認しており、やむを得ないと思います。

以上です。

○議長　地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

木村委員。

○木村委員　図面の斜線の入っているところが今回の対象で、この斜線部分の上と下も同じ方の土地なのですが、既に名義が変わっているから今回はこの斜線部分だけを従事者証明してほしいということで出たのですか。

○議長　事務局。

○事務局　こちらは名義が変わっているからということではなく、北側については、今後も農業を続けていくということでして、南側については、生産緑地ではないので出ていないということになります。

以上です。

○議長　そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

（発言者なし）

○議長　それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第７、議案第１７号、農地法第３条の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　議案第１７号についてご説明いたします。議案書は５ページ、総会資料の８、９ページをごらんください。

申請地及び申請者は、議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料

８ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は、譲渡人は高齢であり、子どもも農業をやらないため資産整理をしたいとのことで、譲受人は、所有農地に近く規模拡大に適しているためです。申請人とは８月１２日に関水委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。今後は、譲受人が２５０日、夫が１０９日、次男６０日、次男の妻３６日従事予定とのことです。譲受人は新規就農後１年間の農業経験がありますが、それ以前から野菜づくりを継続しているとのことです。

農地法第３条第２号各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

関水委員、お願いします。

○関水委員　８月１２日に現地にて、私と事務局で譲渡人の代理人兼譲受人にお会いし、現地を確認して、所有権移転したい旨を確認しました。譲受人は、野菜としてはモロヘイヤや空心菜など露地野菜を中心に栽培していくとのことです。近くに所有する農地でも耕作中で、出荷先には、わいわい市、ＪＡ高座渋谷、綾瀬のグリーンセンターなどがあり、今回許可することは問題ないと思います。

以上です。

○議長　地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員　所有権の移転ですけれども、持分比率でやっていらっしゃって、１６分の２ということですが、残りの１６分の１４はどのような持分になっているのですか。なぜ持分比率での移転になったのかをちょっと教えていただければと思います。

○議長　事務局。

○事務局　残りの１６分の１４については、譲渡人のご親族の方が、１６分の２であったり１６分の１であったりをそれぞれ持っているような形でございます。

今回なぜ１６分の２だけかということになると、１人の方との契約が結ばれたことで、他の方との売買は発生していないためです。

以上です。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　譲渡人の持分はこれでゼロになってしまうのかというのが１つと、残りの１６分の１４の持分のものも、将来的には、この譲受人の方に移っていくという流れになるのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　今回、この譲渡人の持分はゼロになります。譲受人からは、そのほかの持分の方の分も譲り受けたいという意思は確認しましたけれども、今後、どういう流れになるかはまだわからない状態です。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　１６分の１４のほかの持分をお持ちの方は、この取引の内容について承知されているのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　全員ではないと思いますが、一部の方は承知していると思います。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　一部と言うと、どのぐらいの比率とかまで把握されていますでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　比率までは確認しておりません。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　わかりました。ありがとうございます。

○議長　　ほか。木村委員。

○木村委員　　この譲渡人の方と譲受人の方はどのような関係なのですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　特にご親族とかそういう関係ではなく、今まで譲渡人の農地を譲渡人の指導で使わせてもらっていたというご関係です。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　わかりました。

○議長　　そのほかございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員　　先ほどの長谷川委員の関連で、持分の関係で、今回、譲受人が１６分の２取得するのですけれども、耕作をするのは、この譲受人が使用するのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　そのとおりでございます。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　１６分の１４の関係で、取引を知らない方とかいらっしゃると先ほどおっしゃったのですけれども、前提として、今回の譲受人が耕作して得られる収益は、普通に考えたら全部譲受人に帰属すると思うのですが、それが、例えば１６分の１４の人から言われたらどうなるかとかは確認されましたか。

○議長　　事務局。

○事務局　　１６分の１４の方の中には連絡がつかない方とかもいらっしゃいますので、実質ここの管理にはあまり携わっていない方々になります。実質は、今回の譲受人が耕作して、そこで得た収益は全て使うという形になっていきます。それに対して、残り１６分の１４の方が何か言ってきたときにどうなるかというところは、当事者同士でお話し合いをしていただくしかないと考えています。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　そうすると、全てのリスクは今回の譲受人が負うということは、認識されているということでよろしいですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　そこは、今まで譲渡人が１６分の２として管理してきたリスクを、そのまま引き継ぐということで認識されていると思います。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　どうもありがとうございます。引き続きですけれども、今回の譲受人の方は、多分去年の３月ぐらいに初めて近くの農地を取得して新規就農者になられた方だと思うのですが、そちらの農地の関係はどうなっているのか、もしわかれば教えていただければと思います。

○議長　　事務局。

○事務局　　耕作を進めて、まだ全面を完全に使い切ってはいない状態ですけれども、少しずつ広げてやっていて、先ほど関水委員からもお話があったように、出荷もされているとのことなので、経営ができていると考えています。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　今回の譲受人の方は、たしかご高齢だと思うのですけれども、今回、耕作者数４名ということですが、もともとの家が農家だったりとか、そういう環境があるのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　もともと農家だったかどうかはちょっと把握できていないのですけれども、長年農作物の耕作をされてきたと言っています。農家としてやっていたわけではないですけれども、野菜づくりとかを長年やっているようです。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　例えば、譲受人以外の３名の方、こちらには若い人とかいらっしゃるのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　３名の中に２名、５０代の方がおります。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　どうもありがとうございました。

○議長　　ほかございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第１７号、農地法第３条の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　　挙手全員であります。よって、議案第１７号は、許可することに決定いたしました。

○議長　　日程第８、議案第１８号、農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　議案第１８号についてご説明いたします。議案書は６ページ、資料は１０、１１ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は総会資料１０ページの斜線で示しております。斜線部分の拡大図の中で青い部分が申請地となります。現在は赤と黄色の部分で示している範囲で許可不要で転用済みの農道が存在します。今回、新たに青い部分を転用することで、赤と青の範囲で道路となります。転用後は黄色い部分は畑として利用するとのことです。登記地目は畑で、現況も畑です。また、南側の点線で囲った部分については、自己住宅及び建売住宅５棟を建築する部分で、宅地ですが、農転した道路を使って一帯として開発する部分となるので、今回のような転用目的となります。

今回の申請は、自己住宅及び建売住宅用道路として転用するものです。申請者は、自宅建て替えのため、本申請地の南側に自己住宅の建設を計画しています。また、本申請地の南側に建売住宅５棟の建設を計画している会社より、本地に道路をつくることを要望されています。この会社は、分譲住宅業などの事業を行っており、昨年、県央地区で１００棟を上回る実績があります。これらの住宅建設に当たり、北側道路と接続する必要があるため本地が必要とされています。申請者は、高齢者及び他業専従者のため農地を維持するのか困難であり、農地を減らしたい意向です。

現地は、過去に農転済みの農道が存在している場所であり、今回は道路として整備する面積から転用済みの農道の面積を差し引いた必要最低限の面積での許可申請となっています。

本地南側に６棟の住宅を建設するには、道路幅４．５ｍの道路を北側公道と接続させ、市に帰属させることが開発許可の条件となっているため、位置及び面積は妥当です。被害防除は、東西農地との境にＬ型、ＬＵ型、ＬＯ型側溝を組み合わせて設置し、浸透マスを７つ設置することで雨水の流出を防ぐことができます。このことにより被害防除については問題ないと考えます。第２種農地であり、被害防除措置等も十分に配慮されていることから、転用はやむを得ないと考えます。

令和８年９月１４日に、申請者、代理人、渡邉委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

渡邉委員、お願いします。

○渡邉委員　９月１４日に私と事務局職員と一緒に現地に赴きました。申請人及び代理人とお会いし、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明どおりです。現地の境界、周辺への被害防除等、確認することができました。今回転用することはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長　地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員　ここは調整区域で、全体が既存宅地ということでいいのですか。

○議長　事務局。

○事務局　今回の農転部分ではなく、南側の点線で囲まれた部分は既存宅地となります。

○議長　木村委員。

○木村委員　わかりました。南側の既存宅地で６世帯分の住宅を建設するということですね。

それでは、右側の白い部分は耕作を既にしていたところなのでしょうか。

○議長　事務局。

○事務局　白い部分は、現況も畑で、今後も畑として管理していくところです。

○議長　木村委員。

○木村委員　わかりました。

○議長　そのほかございますか。池田委員。

○池田委員　今回、道路になるわけですけれども、これは位置指定道路になるのですか。

○議長　事務局。

○事務局　市に帰属させると聞いていますので、公道になるかと思います。

○池田委員　　公道になるのですね。了解です。

○議長　　そのほかございますか。田邊委員。

○田邊委員　　今回道路ということですが、資料１０ページの道路のところの、例えば左側の白いところ、こちらは現況農地なのですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　左側の白いところも現況農地です。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　今回の議案はいいとして、今後、またこの白いところの農地が議案として出てくるのではないでしょうか。写真を見ていると、もう既に造成しているように見えてしまいます。許可が下りる前に白いところの農地に関しては造成してしまっているという話にならないのでしょうか。今回申請している道路の左右の白いところになります。

○議長　　事務局。

○事務局　　造成とおっしゃっているのは、舗装された道路の両脇ですね。こちらはトラクターをかけている状態で、特に造成ということではないです。

○田邊委員　　仮設のトイレは、設置したところが農地なのですか、それとも農地ではないのですか。

○事務局　　ここは農地です。

○議長　　田邊委員。

○田邊委員　　簡易トイレの設置は大丈夫だったのですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　仮設トイレであれば、農業用という目的であれば問題ないです。

○議長　　ほか、よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第１８号、農地法第４条第１項の規定による許可申請についてを採決いたします。

本件を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　　挙手全員であります。よって、議案第１８号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長　　日程第９、議案第１９号、農地法第５条第１項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　議案第１９号についてご説明いたします。議案書は７ページ、資料は１２、１３ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は総会資料１２ページの斜線で示しております。登記地目は畑で、現況も畑でございます。産業廃棄物置場及び資材置場及び駐車場として転用するものです。譲渡人は、高齢のため農地を減らしたい意向です。譲受人は、大和市を本拠地に住宅工事に関する事業を行っているため、位置については妥当です。事業拡大により施工件数が増加したため、工事資材の保管場所や工事に伴い発生する産業廃棄物を適切に管理できる場所を必要としています。譲受人は、大和市で候補地を探してきましたが、道路が狭くて車の通行に支障が出たり、旗ざお地であるなど、適地が見つからない中、本地の紹介を受けたとのことです。

申請面積については、軽トラック２台、工事資材置場、産廃コンテナ２個を設ける計画で、必要最小限であるため妥当です。敷地外周にコンクリートブロック３段とメッシュフェンスを設置し、雨水は敷地全面を砂利敷にして敷地内浸透する計画です。産廃コンテナを置くことについて、産廃コンテナの設置スペースが１００㎡以下であり、かつ、その外の場所に産業廃棄物を保管しない場合は、保管にかかわる届出の必要がないとの回答を県の所管課より得ています。これらのことより、被害防除については問題ないと考えます。

農地の区分は、市街化区域に隣接し農地の広がりが１０ha未満であることから、第２種農地と判断いたしました。

令和８年９月１４日に、代理人、髙橋委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

髙橋委員、お願いします。

○髙橋委員　　９月１４日に、私と事務局職員と一緒に現地に赴きました。今回の代理人とお会いし、現地を確認いたしました。内容は事務局の説明どおりです。現地の境界、周辺への被害防除等を確認することができました。今回の転用することはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長　　地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員　　産業廃棄物とありますが、もう少し詳しく産業廃棄物についての説明がお願いできればと思います。

○議長　　事務局。

○事務局　　産業廃棄物につきましては、住宅工事に伴い発生する木くずや養生材、ビニールシート、金具など、そういったものを保管する予定でございます。

○議長　　木村委員。

○木村委員　　万が一、流出物が外に流れたり、そういう産業廃棄物ではちょっとまずいと思って確認しました。わかりました。

○議長　　そのほかございますか。長谷川委員。

○長谷川委員　　今回対象のところですけれども、衛星写真を確認しますと、今回の案とは違う南側のところの畑の近くに駐車場で使われているような感じなのですが、もう既に資材置場や駐車場として利用されているのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　当該地の西側につきましては、既に駐車場や資材置場として使われている形でございまして、ちょうど１３ページの②の奥の青い仕切りの向こう側が、駐車場や資材置場になります。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　南側に関しては、畑で利用されている状況でよろしいのでしょうか。

○議長　　事務局。

○事務局　　南側につきましては、譲渡人の一族のお墓と少し農地がございます。農地については、写真ではわかりづらいですけれども、奥のほうに今、野菜なども耕作しており、この農地については、引き続き耕作していく予定であると聞いております。

○議長　　長谷川委員。

○長谷川委員　　わかりました。ありがとうございます。

○議長　　そのほかございますでしょうか。

（発言者なし）

○議長　　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第１９号、農地法第５条第１項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

議案第１９号について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長　　挙手全員であります。よって、議案第１９号は、許可相当とすることに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和８年９月大和市農業委員会第９回総会を閉会いたします。

午前１０時３９分　閉会